

二宮町公告第 63 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

二宮町長 村田邦子

1 入札に付する事項

別紙「入札概要書」のとおり

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア かながわ電子入札共同システムにおいて令和 7 年・8 年度二宮町競争入札参加資格を有し、かつ、入札案件ごとに指定された営業種目を認められていること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。

ウ 公告日から入札参加資格確認通知までの間に二宮町より指名停止を受けていない者であること。

エ 公告日から過去 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。

オ 二宮町暴力団排除条例（平成 23 年二宮町条例第 21 号）に定める暴力団員、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規程に違反しない者であること。

キ 「かながわ電子入札共同システム」により入札に参加できる者であること。

ク 事業税並びに消費税又は地方消費税のいずれも滞納している者でないこと。

3 入札参加資格の受付

入札参加希望者は、「入札概要書」に記載している期限までに、かながわ電子入札共同システムにより申請すること。

また「入札概要書」にて競争参加資格確認申請時に提出する書類を求めている場合は、電子申請時に添付するか、二宮町政策部財務課までメールにて提出すること。

提出を求めた書類が不備の場合は、入札参加資格を認めないものとする。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が次に該当する場合、入札に参加できないものとする。

（1） この公告に定める要件のいずれかを備えなくなったとき。

（2） 虚偽の申請を行ったとき。

## 5 設計図書等の配布方法

### (1) 配布方法

原則として入札情報サービスシステムの入札公告に添付するのでダウンロードすること。設計図書等の内容によりダウンロードに適さない案件は、CD-Rで配布する。本案件の配布方法は、「入札概要書」に記載しているので確認すること。

### (2) 配布期間

別紙「入札概要書」のとおり

※配布期間終了後は、入札情報サービスシステムからダウンロードできなくなります。またいかなる事情があっても、配布機関終了後の設計図書等の配布はしない。

## 6 質問の方法

当該設計図書等に対する質問がある者は、「入札概要書」に記載している期間に、かながわ電子入札共同システムの質問機能に直接入力、または別添「質問書」に入力し、かながわ電子入札共同システムの質問機能に Excel 形式のまま添付する又は直接入力とする。また、二宮町から指示を受けた質問の方法についても受付する。これ以外の方法（参加申請書類に添付等）での送付、また期間を過ぎてから提出された質問、入札参加資格申請を行っていない者からの質問については回答及び受付いたしません。また、入札参加資格がない者の質問は回答いたしません。なお、回答は入札概要書に記載された回答日に電子入札システムの回答機能にて全ての入札参加業者への情報提供とする。

## 7 入札及び開札の日時及び場所等に関する事項

- (1) 入札書の提出は、「入札概要書」に記載された期間に提出すること。なお案件によっては、入札時に内訳書等を求めます。その場合は入札概要書に記載します。
- (2) 本案件は、かながわ電子入札共同システムを利用して行う「電子入札」の方法により執行する。執行に当たっては電子入札運用基準に基づき行う。
- (3) 入札締切時間までに入札書及び辞退届を提出しない場合は、棄権とする。（電子入札システム上は「入札書不着」と表示されます。）また辞退届はシステムにより提出してください。（理由も入力してください。）
- (4) 入札金額は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額とすること。なお契約金額は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額とします。
- (5) 入札の執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格以下（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を行う。その場合はかながわ電子入札共同システムにより開札日に通知する。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者は再度入札に参加することはできない。また入札概要書にて最低制限価格が適用ありとした案件では、最低制限価格未満の価格をもって入札した者も再度入札に参加することはできない。
- (6) 入札概要書にて最低制限価格が適用ありとした案件では、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の入札価格が最低制限価格を下回る場合は、当該申込みをした者は、落札者となりません。

- (7) 落札候補者が2者以上である場合は、かながわ電子入札共同システムによるくじ引きを行い、資格要件を確認後に落札者を決定します。
- (8) 入札価格が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）で禁止する不当廉売に該当する恐れがあるときは、最低価格で入札した者であっても一定の調査を経た上で落札者としなないことがありますので、ご注意ください。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、二宮町契約規則第8条から第12条に定めるところによります。

- (1) 二宮町契約規則第9条に定める入札保証金の免除の要件を満たす場合は、入札保証金を免除することができます。
- (2) 入札保証金の納付が必要な参加者には確認通知後、入札保証金納付に必要な書類をかながわ電子入札共同システムに登録されているメールアドレス宛てに送付いたします。入札締切日時までに入札保証金が納付されなかった場合や入札保証金が不足している場合、失格となるので注意すること。

## 9 入札中止等に関する事項

次に掲げる事項があった場合は、入札を中止若しくは延期等を行うことがある。なお、この場合に申請者が受けた損失については、当町は一切の責を負わない。

- (1) 談合その他不正行為に関する情報等があった場合。
- (2) その他町長が必要と認める場合。

## 10 落札者の決定に関する事項

あらかじめ当町が定めた予定価格以下で入札をした者のうち、落札候補者について改めて詳細な参加資格の審査を実施し、要件を確認できた場合に落札者とする。

審査の結果、その者が要件を確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施する。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をする。ただし、最低の価格をもって入札した者が2者以上いる場合の落札者は、かながわ電子入札共同システムによるくじ引きにより落札者を決定する。

## 11 契約書の作成に関する事項

契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

## 12 契約保証金に関する事項

契約保証金は、二宮町契約規則第36条から第39条に定めるところによります。

二宮町契約規則第37条に定める契約保証金の免除の要件を満たす場合は、契約保証金を免除することができます。

## 13 その他

- ・前各項目に定めるもののほかは、二宮町契約規則等の定めるところによる。  
また、必要な要件を満たしていない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。落札者は、契約締結前に町が指示する書類を提出すること。
- ・パソコンの不具合等により、電子入札システムにより入札ができなくなった場合は、開札日の前日午後３時までに財務課にご連絡ください。別途手続きが必要となります。  
開札後、必要に応じて任意の調査を行う場合があります。その結果、町長が不適当と認めた場合、法令に抵触する場合、又はその恐れがある場合は当該入札を不調とする事があります。
- ・事業の事務によっては、詳細な内訳金額がわかる資料等を求めることがあります。求められた場合は、町が指示するものを提出すること。

#### 14 問い合わせ先

二宮町政策部財務課財務契約班

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1 番地

電話 0463-71-3314

FAX 0463-73-0134

E-mail [zaisei@town.ninomiya.kanagawa.jp](mailto:zaisei@town.ninomiya.kanagawa.jp)